

平成28年度北海道一般会計補正予算（第8号）

平成28年度北海道一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82,362,266千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,955,782,219千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 道	税	600,298,088	2,194,000	602,492,088
	1 道 民 税	187,440,333	△ 665,000	186,775,333
	2 事 業 税	114,025,478	1,927,000	115,952,478
	3 地 方 消 費 税	136,045,161	△ 4,299,000	131,746,161
	4 不 動 産 取 得 税	14,345,229	1,098,000	15,443,229
	5 道 た ば こ 税	7,791,136	△ 128,000	7,663,136
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,720,991	△ 109,000	1,611,991
	7 自 動 車 取 得 税	6,507,429	596,000	7,103,429
	8 軽 油 引 取 税	54,482,311	2,735,000	57,217,311
	9 自 動 車 税	75,326,723	934,000	76,260,723
	11 道 固 定 資 産 税	816,205	105,000	921,205
2	地方消費税清算金	220,449,936	△ 27,124,770	193,325,166

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地方消費税清算金	220,449,936	△ 27,124,770	193,325,166
3 地方譲与税		91,868,000	△ 4,983,000	86,885,000
	1 地方法人特別譲与税	78,127,000	△ 5,183,000	72,944,000
	2 地方揮発油譲与税	12,732,000	182,000	12,914,000
	4 航空機燃料譲与税	170,000	18,000	188,000
4 地方特例交付金		1,534,000	11,568	1,545,568
	1 地方特例交付金	1,534,000	11,568	1,545,568
5 地方交付税		656,678,347	1,500,000	658,178,347
	1 地方交付税	656,678,347	1,500,000	658,178,347
6 交通安全対策特別交付金		1,309,000	3,000	1,312,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,309,000	3,000	1,312,000
7 分担金及び負担金		18,847,449	△ 497,041	18,350,408
	1 分担金	3,882,398	△ 129,316	3,753,082
	2 負担金	14,965,051	△ 367,725	14,597,326

款	項	補正前の額	補正額	計
8 使用料及び手数料		24,691,953	△ 138,976	24,552,977
	1 使用料	14,810,134	△ 120,812	14,689,322
	2 手数料	346,800	222	347,022
	3 証紙収入	9,535,019	△ 18,386	9,516,633
9 国庫支出金		476,913,778	△ 24,311,704	452,602,074
	1 国庫負担金	120,345,760	△ 2,504,469	117,841,291
	2 国庫補助金	348,607,152	△ 20,048,972	328,558,180
	3 委託金	7,960,866	△ 1,758,263	6,202,603
10 財産収入		7,536,426	△ 737,676	6,798,750
	1 財産運用収入	4,082,467	△ 49,814	4,032,653
	2 財産売却収入	3,453,959	△ 687,862	2,766,097
11 寄附金		90,497	17,899	108,396
	1 寄附金	90,497	17,899	108,396
12 繰入金		46,041,768	△ 8,324,224	37,717,544

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 特別会計繰入金	4,656,540	△ 64,946	4,591,594
	2 基金繰入金	41,385,228	△ 8,259,278	33,125,950
13 諸 収 入		231,226,949	△ 38,682,131	192,544,818
	1 延滞金、加算金 及び過料等	1,026,368	△ 67,460	958,908
	2 預金利子	70,249	△ 45,000	25,249
	3 貸付金収入	213,687,866	△ 36,109,037	177,578,829
	4 受託事業収入	1,037,861	△ 338,237	699,624
	5 収益事業収入	8,253,240	△ 1,353,531	6,899,709
	6 雑 入	7,151,365	△ 768,866	6,382,499
14 道 債		656,314,018	18,594,500	674,908,518
	1 道 債	656,314,018	18,594,500	674,908,518
15 繰 越 金		4,344,276	116,289	4,460,565
	1 繰 越 金	4,344,276	116,289	4,460,565
歳 入 合 計		3,038,144,485	△ 82,362,266	2,955,782,219

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,449,790	△ 31,863	3,417,927
	1 議 会 費	3,449,790	△ 31,863	3,417,927
2 総 務 費		289,033,693	△ 11,806,192	277,227,501
	1 総 務 管 理 費	90,426,669	7,951,413	98,378,082
	2 徴 税 費	142,059,219	△ 15,118,241	126,940,978
	3 学 事 宗 務 費	47,622,901	△ 3,349,629	44,273,272
	4 防 災 費	977,325	△ 18,454	958,871
	5 原子力安全対策費	2,119,565	△ 239,129	1,880,436
	6 危 機 管 理 費	5,392	△ 1,193	4,199
	7 領土復帰対策費	675,509	△ 28,980	646,529
	8 会 計 管 理 費	763,234	△ 30,000	733,234
	9 選 挙 費	3,491,403	△ 1,022,000	2,469,403
10 人 事 委 員 会 費	314,373	△ 3,145	311,228	

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 監査委員費	578,103	53,166	631,269
3 総合政策費		61,776,737	150,113	61,926,850
	1 総合政策管理費	3,715,880	△ 18,402	3,697,478
	2 国際交流費	281,028	△ 1,660	279,368
	3 政策費	16,198,379	△ 2,053,948	14,144,431
	4 情報統計費	3,428,734	△ 186,509	3,242,225
	5 人口減少問題対策費	10,202,008	3,224	10,205,232
	6 地域主権・行政費	3,060,769	△ 771,211	2,289,558
	7 交通政策費	20,247,453	3,420,648	23,668,101
	8 航空費	4,642,486	△ 242,029	4,400,457
4 環境生活費		12,145,232	△ 1,036,330	11,108,902
	1 環境生活管理費	2,273,745	△ 32,042	2,241,703
	3 環境推進費	1,879,634	△ 514,619	1,365,015
	4 循環型社会推進費	2,751,954	△ 472,431	2,279,523

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 生物多様性保全費	895,745	△ 2,298	893,447
	6 地球温暖化対策推進費	259,856	△ 14	259,842
	7 エゾシカ対策推進費	63,450	△ 11,574	51,876
	8 道民生活費	413,933	△ 899	413,034
	9 消費者安全費	373,080	△ 755	372,325
	10 文化・スポーツ費	2,515,053	△ 1,698	2,513,355
5 保健福祉費		426,691,267	△ 15,600,611	411,090,656
	1 保健福祉管理費	23,671,217	△ 52,536	23,618,681
	2 地域医療費	13,094,126	△ 2,774,633	10,319,493
	3 医務業務費	2,571,615	△ 21,890	2,549,725
	4 地域保健費	17,269,911	△ 3,736,179	13,533,732
	5 国保医療費	140,915,011	△ 2,694,838	138,220,173
	6 食品衛生費	870,710	△ 65,952	804,758
	7 福祉援護費	35,012,229	△ 330,627	34,681,602

款	項	補正前の額	補正額	計
	8 施設運営指導費	5,611,463	△ 349,013	5,262,450
	9 障がい者保健福祉費	59,589,453	△ 502,341	59,087,112
	10 高齢者保健福祉費	72,394,592	△ 2,534,716	69,859,876
	11 子ども子育て支援費	55,389,548	△ 2,345,679	53,043,869
	12 災害救助費	301,392	△ 192,207	109,185
6 経 済 費		166,743,808	△ 35,944,735	130,799,073
	1 経 済 管 理 費	4,149,688	△ 10,701	4,138,987
	2 経 済 企 画 費	24,384	△ 410	23,974
	3 食 関 連 産 業 費	192,375	△ 30	192,345
	4 観 光 費	1,097,935	△ 10,176	1,087,759
	5 中 小 企 業 費	132,629,979	△ 35,013,215	97,616,764
	6 国 際 経 済 費	129,963	△ 1,271	128,692
	7 産 業 振 興 費	18,352,750	△ 92,805	18,259,945
	8 環 境 ・ エ ネ ル ギ ー 費	3,318,927	△ 29,703	3,289,224

款	項	補正前の額	補正額	計
	10 雇用労政費	1,130,639	△ 1,789	1,128,850
	11 人材育成費	4,884,703	△ 751,864	4,132,839
	12 労働委員会費	504,720	△ 32,771	471,949
7 農政費		208,540,944	△ 11,959,295	196,581,649
	1 農政管理費	10,295,871	△ 599,959	9,695,912
	2 食品政策費	1,244,103	△ 383,563	860,540
	3 農産振興費	22,355,929	△ 1,096	22,354,833
	4 畜産振興費	30,621,153	465,852	31,087,005
	5 技術普及費	3,906,586	△ 701,852	3,204,734
	6 農業経営費	17,784,354	△ 8,120,088	9,664,266
	7 農地調整費	1,701,706	△ 314,898	1,386,808
	8 農村設計費	17,836,693	△ 1,344,023	16,492,670
	9 農業農村整備事業費	78,388,115	△ 758,983	77,629,132
	10 農業施設管理費	24,346,303	△ 192,719	24,153,584

款	項	補正前の額	補正額	計
	11 農村計画費	60,131	△ 7,966	52,165
8 水産林務費		77,317,655	△ 2,541,625	74,776,030
	1 水産林務管理費	7,242,014	△ 133,064	7,108,950
	2 水産経営費	3,324,881	△ 72,648	3,252,233
	3 水産振興費	201,754	△ 16,449	185,305
	4 漁港漁村費	26,850,020	△ 96,539	26,753,481
	5 漁業管理費	1,191,052	△ 88,778	1,102,274
	6 林業木材費	11,029,405	△ 1,446,932	9,582,473
	7 森林計画費	383,326	△ 8,914	374,412
	8 森林整備費	13,943,685	△ 667,098	13,276,587
	9 治山費	10,372,465	△ 7,750	10,364,715
	10 森林活用費	242,909	△ 959	241,950
	11 道有林費	2,536,144	△ 2,494	2,533,650
9 建設費		283,616,859	9,882,142	293,499,001

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 建設管理費	63,995,076	△ 540,262	63,454,814
	2 維持管理防災費	10,356,049	280,320	10,636,369
	3 道路橋りょう費	119,377,704	△ 1,226,681	118,151,023
	4 河川費	54,811,648	△ 166,591	54,645,057
	5 砂防海岸費	21,879,021	12,674,223	34,553,244
	6 まちづくり推進費	98,319	△ 124	98,195
	7 都市環境費	9,907,947	△ 383,199	9,524,748
	9 建築指導費	1,487,304	△ 738,542	748,762
	10 住宅費	40,525	△ 17,002	23,523
10 警察費		130,104,829	△ 1,022,593	129,082,236
	1 警察管理費	122,547,782	△ 732,929	121,814,853
	2 警察活動費	3,218,048	△ 3,900	3,214,148
	3 交通安全施設費	4,338,999	△ 285,764	4,053,235
11 教育費		481,477,763	△ 2,284,418	479,193,345

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	32,532,967	△ 739,056	31,793,911
	2 小学校費	179,429,555	△ 44,253	179,385,302
	3 中学校費	112,910,639	△ 350,285	112,560,354
	4 高等学校費	101,468,984	△ 781,127	100,687,857
	5 特別支援学校費	51,161,866	△ 307,768	50,854,098
	6 学校教育費	1,444,377	△ 22,458	1,421,919
	7 社会教育費	1,699,603	△ 31,837	1,667,766
	8 保健体育費	829,772	△ 7,634	822,138
12 災害復旧費		73,814,187	△ 3,328,324	70,485,863
	1 農地開発施設 災害復旧費	7,959,570	△ 1,404,920	6,554,650
	2 水産林業施設 災害復旧費	5,812,116	△ 1,923,404	3,888,712
13 公債費		686,290,607	△ 5,799,600	680,491,007
	1 公債費	686,290,607	△ 5,799,600	680,491,007
14 諸支出金		136,941,114	△ 1,038,935	135,902,179

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰出金	3,789,479	91,969	3,881,448
	2 諸費	133,151,635	△ 1,130,904	132,020,731
歳出合計		3,038,144,485	△ 82,362,266	2,955,782,219

第 2 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総務費	5 原子力安全 対策費	—	—	原子力防災安全 対策費	886,000
3 総合政策費	7 交通政策費	—	—	北海道新幹線鉄道 整備事業費負担金	11,028,589
	8 航空費	—	—	空港公共事業費	16,744
4 環境生活費	4 循環型社会 推進費	—	—	一般廃棄物対策 事業費	226,054
	5 生物多様性 保全費	—	—	自然公園等整備費	454,800
5 保健福祉費	8 施設運営 指導費	—	—	社会福祉施設 整備事業費	569,227
6 経済費	8 環境・エネ ルギー費	—	—	産業保安・鉱害 対策費	116,364
7 農政費	1 農政管理費	—	—	公共事業事務費	1,566,000
		—	—	耕地災害復旧事業 事務費	57,000
	3 農産振興費	農業生産総合対策 事業費	1,344,000	農業生産総合対策 事業費	18,523,506
	4 畜産振興費	—	—	畜産振興総合対策 事業費	18,767,528
	5 技術普及費	—	—	植物防疫推進 事業費	1,896,914
	6 農業経営費	—	—	強い農業づくり 事業費	1,158,408

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		—	—	農業協同組合 経営基盤強化促進 対策事業費	78,771
	8 農村設計費	—	—	中山間地域所得 向上支援事業費	852,710
	9 農業農村 整備事業費	—	—	道営土地改良 事業費	34,103,558
		—	—	団体営土地改良 事業費	2,897,808
		—	—	道営農用地造成 事業費	2,684,095
		—	—	団体営農用地造成 事業費	950,522
		—	—	道営農地防災 事業費	1,190,268
		—	—	単独農地防災 管理費	8,628
		—	—	道営農道整備 事業費	455,103
		—	—	道営農村総合 整備事業費	200,970
		—	—	団体営農村総合 整備事業費	26,280
8 水産林務費		1 水産林務 管理費	公共事業事務費	21,590	公共事業事務費
	補助事業事務費		21,572	補助事業事務費	32,648
	2 水産経営費	水産業振興構造 改善事業費	54,800	水産業振興構造 改善事業費	1,008,024

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	4 漁港漁村費	—	—	水産物供給基盤整備事業費	6,842,566
		—	—	漁港海岸保全事業費	180,000
	6 林業木材費	—	—	林業・木材産業構造改革事業費	47,118
		—	—	地域林業活性化対策事業費	3,017,660
	8 森林整備費	—	—	森林環境保全整備事業費	3,360,234
11 道有林費	—	—	公共事業費	627,451	
9 建設費	1 建設管理費	—	—	公共事業事務費	625,000
		—	—	補助事業事務費	59,167
		—	—	単独事業事務費	154,500
	3 道路橋りょう費	道路公共事業費	1,842,400	道路公共事業費	4,240,640
		道路特別対策事業費	6,013,320	道路特別対策事業費	6,719,983
		地域活力基盤整備事業費	9,019,980	地域活力基盤整備事業費	10,066,278
		—	—	道路事業調査費	25,534
	4 河川費	河川公共事業費	5,640,000	河川公共事業費	13,539,475

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		—	—	河川受託工事費	36,851
	5 砂防海岸費	砂防公共事業費	1,362,600	砂防公共事業費	4,120,600
		—	—	災害関連事業費	3,201,242
		—	—	海岸公共事業費	1,100,000
	7 都市環境費	街路公共事業費	2,291,710	街路公共事業費	3,743,383
		街路特別対策事業費	18,800	街路特別対策事業費	173,624
		地域活力基盤整備事業費	28,200	地域活力基盤整備事業費	260,436
	8 公園下水道費	—	—	公園公共事業費	60,799
	9 建築指導費	—	—	住宅・建築物耐震改修等事業費	500,906
11 教育費	4 高等学校費	—	—	高等学校校舎等管理費	1,035
		—	—	高等学校施設整備費	881,473
12 災害復旧費	1 農地開発施設災害復旧費	耕地災害復旧事業費	748,055	耕地災害復旧事業費	5,199,330
	2 水産林業施設災害復旧費	—	—	漁港災害復旧事業費	229,775
		—	—	林道災害復旧事業費	985,633

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	3 土木施設 災害復旧費	土木災害復旧 事業費	24,143,296	土木災害復旧 事業費	44,192,107

第 3 表

債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
昭和51年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成24年度から平成28年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 6,544千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成29年度から平成33年度まで	北海道土地開発公社が行う用地取得費、補償費、管理費、造成費、事務費及び資金経費について 6,549千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和56年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成24年度から平成28年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 28,542千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成29年度から平成33年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、調査測量費、事務費及び資金経費について 28,562千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による土地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
昭和61年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成24年度から平成28年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 17,531千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用	平成29年度から平成33年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 17,543千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額		地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成3年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成24年度から平成28年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,007千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成29年度から平成33年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,019千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成8年度公有地の拡大に伴う土地の先行取得に関する債務負担行為	平成24年度から平成28年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,407千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額	平成29年度から平成33年度まで	北海道土地開発公社が行う管理費、事務費及び資金経費について 15,418千円以内 借入資金に係る利子について 国庫債務負担行為による用地の先行取得に係る限度利率の半年複利以内の額の合計額
平成28年度北海道土地開発公社に金融機関等が行う道単独事業用地及び北海道土地開発公社自主事業用地に係る融資に対する債務保証に関する債務負担行為	—	—	平成28年度から平成29年度まで	元金について 30,287,000千円 利子について 元金に対する利子相当額の合計額

第 4 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
札幌医科大学 整備費	7,418,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	7,201,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
財産管理費	104,000	同 上	10%以内	同 上	98,000	同 上	10%以内	同 上
道民活動 センター 整備費	73,000	同 上	10%以内	同 上	74,000	同 上	10%以内	同 上
北海道特定 特別総合開発 事業推進費	771,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	279,000	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後 において は、当該 見直し 後の利 率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合研究機 構整備費	53,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	55,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
総合行政情 報ネットワ ーク施設 整備費	390,000	同 上	10%以内	同 上	359,000	同 上	10%以内	同 上
北海道新幹 線鉄道整 備事業費	14,794,000	同 上	10%以内	同 上	17,617,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
直轄空港整備費	662,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	592,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
地方創生対策推進費	584,000	同 上	10%以内	同 上	605,000	同 上	10%以内	同 上
保健所整備費	496,000	同 上	10%以内	同 上	520,000	同 上	10%以内	同 上
衛生研究所整備費	206,000	同 上	10%以内	同 上	182,000	同 上	10%以内	同 上
社会福祉施設整備費	3,511,000	同 上	10%以内	同 上	3,346,000	同 上	10%以内	同 上
障がい者施設整備費	70,000	同 上	10%以内	同 上	49,000	同 上	10%以内	同 上
災害資金貸付事業費	43,000	国庫からの借入れによる。	0	12年以内において、国の定める分割払の方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	0	—	—	—
公共訓練推進費	959,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	891,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土地改良事業費	16,929,000	同 上	10%以内	同 上	17,090,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農用地造成事業費	1,413,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,401,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農地防災事業費	1,552,000	同 上	10%以内	同 上	1,544,000	同 上	10%以内	同 上
農道等整備事業費	1,038,000	同 上	10%以内	同 上	1,033,000	同 上	10%以内	同 上
農道整備特別対策事業費	495,000	同 上	10%以内	同 上	538,000	同 上	10%以内	同 上
農村総合整備事業費	547,000	同 上	10%以内	同 上	608,000	同 上	10%以内	同 上
直轄土地改良事業費	12,156,000	同 上	10%以内	同 上	12,028,000	同 上	10%以内	同 上
水産基盤整備費	8,193,000	同 上	10%以内	同 上	8,164,000	同 上	10%以内	同 上
直轄特定漁港漁場整備事業費	3,717,000	同 上	10%以内	同 上	3,641,000	同 上	10%以内	同 上
漁港海岸保全費	429,000	同 上	10%以内	同 上	428,000	同 上	10%以内	同 上
林道事業費	510,000	同 上	10%以内	同 上	507,000	同 上	10%以内	同 上
治山事業費	4,750,000	同 上	10%以内	同 上	4,746,000	同 上	10%以内	同 上
臨時治山施設整備特別対策事業費	2,034,000	同 上	10%以内	同 上	2,183,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
森林整備費	4,005,800	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	4,049,300	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
水産業漁村振興推進費	154,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	169,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄道路事業費	24,680,000	同 上	10%以内	同 上	23,521,000	同 上	10%以内	同 上
道路新設改良費	5,982,000	同 上	10%以内	同 上	6,574,000	同 上	10%以内	同 上
臨時道路整備特別対策事業費	37,456,000	同 上	10%以内	同 上	38,402,000	同 上	10%以内	同 上
直轄河川事業費	10,879,000	同 上	10%以内	同 上	11,710,000	同 上	10%以内	同 上
河川改良費	12,700,000	同 上	10%以内	同 上	12,327,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備特別対策事業費	4,678,000	同 上	10%以内	同 上	5,177,000	同 上	10%以内	同 上
直轄砂防事業費	1,276,000	同 上	10%以内	同 上	10,939,000	同 上	10%以内	同 上
砂防費	5,435,000	同 上	10%以内	同 上	5,874,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時砂防施設整備特別対策事業費	1,225,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,353,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
災害関連事業費	296,000	同 上	10%以内	同 上	1,791,000	同 上	10%以内	同 上
直轄海岸事業費	141,000	同 上	10%以内	同 上	1,337,000	同 上	10%以内	同 上
街路事業費	3,151,000	同 上	10%以内	同 上	3,203,000	同 上	10%以内	同 上
臨時街路整備特別対策事業費	1,414,000	同 上	10%以内	同 上	1,463,000	同 上	10%以内	同 上
都市公園費	374,000	同 上	10%以内	同 上	415,000	同 上	10%以内	同 上
交通安全施設整備費	1,252,000	同 上	10%以内	同 上	1,155,000	同 上	10%以内	同 上
高等学校施設整備費	4,433,000	同 上	10%以内	同 上	4,064,000	同 上	10%以内	同 上
特別支援学校施設整備費	1,235,000	同 上	10%以内	同 上	1,232,000	同 上	10%以内	同 上
耕地災害復旧費	515,000	同 上	10%以内	同 上	452,000	同 上	10%以内	同 上
漁港災害復旧費	368,000	同 上	10%以内	同 上	177,000	同 上	10%以内	同 上
林道災害復旧費	83,000	同 上	10%以内	同 上	23,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
治山災害 復旧費	796,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	670,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土木災害 復旧費	27,360,000	同 上	10%以内	同 上	26,189,000	同 上	10%以内	同 上
水産災害 復旧費	6,000	同 上	10%以内	同 上	3,000	同 上	10%以内	同 上
減収補填債	—	—	—	—	4,338,000	同 上	10%以内	同 上
合 計	656,314,018				674,908,518			

平成28年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成28年度北海道公債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,734,294千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ486,505,025千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		256,926	△ 6,550	250,376
	1 財 産 運 用 収 入	256,926	△ 6,550	250,376
2 繰 入 金		488,982,393	△ 2,727,744	486,254,649
	1 一 般 会 計 繰 入 金	364,975,181	△ 2,727,744	362,247,437
歳 入	合 計	489,239,319	△ 2,734,294	486,505,025

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		489,239,319	△ 2,734,294	486,505,025
	1 公 債 費	489,239,319	△ 2,734,294	486,505,025
歳 出 合 計		489,239,319	△ 2,734,294	486,505,025

平成28年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ496,223千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,893,614千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		312,306	△ 426	311,880
	1 一般会計繰入金	312,306	△ 426	311,880
2 繰越金		1,633,149	110,467	1,743,616
	1 繰越金	1,633,149	110,467	1,743,616
3 諸収入		2,144,382	△ 506,264	1,638,118
	1 貸付金収入	1,953,668	△ 342,735	1,610,933
	2 雑入	190,714	△ 163,529	27,185
4 道債		300,000	△ 100,000	200,000
	1 道債	300,000	△ 100,000	200,000
歳入合計		4,389,837	△ 496,223	3,893,614

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 中小企業近代化資金貸付事業費		615,469	△ 101,428	514,041	
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	615,469	△ 101,428	514,041	
2 公 債 費		1,228,200	△ 368,353	859,847	
	1 公 債 費	1,228,200	△ 368,353	859,847	
3 諸 支 出 金		2,546,168	△ 26,442	2,519,726	
	1 繰 出 金	1,511,080	△ 26,442	1,484,638	
歳 出 合 計		4,389,837	△ 496,223	3,893,614	

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 事 業 費	300,000	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	0.25%以内	据置期間を含め11年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	200,000	中小企業基盤整備機構からの借入れによる。	0.25%以内	据置期間を含め11年以内において、半年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

平成28年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第2号）

平成28年度北海道苫小牧東部地域開発出資特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170,837千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ494,550千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		246,332	△ 3,263	243,069
	1 財産運用収入	8,332	△ 3,263	5,069
3 諸収入		70,623	174,100	244,723
	1 一般会計借入金	70,623	174,100	244,723
歳入合計		323,713	170,837	494,550

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		323,713	170,837	494,550
	1 公 債 費	323,713	170,837	494,550
歳 出 合 計		323,713	170,837	494,550

平成28年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）

平成28年度北海道石狩湾新港地域開発出資特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83,899千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ246,259千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		120,049	△ 1,659	118,390
	1 財産運用収入	2,507	△ 1,659	848
3 諸収入		40,778	85,558	126,336
	1 一般会計借入金	40,778	85,558	126,336
歳入合計		162,360	83,899	246,259

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公 債 費		162,360	83,899	246,259
	1 公 債 費	162,360	83,899	246,259
歳 出 合 計		162,360	83,899	246,259

平成28年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）

平成28年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,677千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ884,902千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		98,398	△ 26,677	71,721
	1 繰越金	98,398	△ 26,677	71,721
歳入合計		911,579	△ 26,677	884,902

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸 支 出 金		462,247	△ 26,677	435,570
	1 繰 出 金	299,613	△ 9,203	290,410
	2 諸 費	162,634	△ 17,474	145,160
歳 出 合 計		911,579	△ 26,677	884,902

平成28年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度北海道公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,169,588千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		325,637	△ 2,391	323,246
	1 使用料	325,637	△ 2,391	323,246
3 繰入金		114,974	△ 1,374	113,600
	1 一般会計繰入金	114,974	△ 1,374	113,600
4 繰越金		100	33,456	33,556
	1 繰越金	100	33,456	33,556
5 諸収入		187,533	△ 29,747	157,786
	2 一般会計借入金	176,057	△ 27,323	148,734
	3 雑入	11,466	△ 2,424	9,042
歳入合計		1,169,644	△ 56	1,169,588

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		627,321	3,036	630,357
	1 公共下水道事業費	627,321	3,036	630,357
2 公 債 費		539,305	△ 3,143	536,162
	1 公 債 費	539,305	△ 3,143	536,162
3 諸 支 出 金		3,018	51	3,069
	1 繰 出 金	2,918	51	2,969
歳 出 合 計		1,169,644	△ 56	1,169,588

平成28年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成28年度北海道流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47,378千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,519,458千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		397,547	△ 5,242	392,305
	1 負担金	397,547	△ 5,242	392,305
2 国庫支出金		1,151,700	△ 31,800	1,119,900
	1 国庫補助金	1,151,700	△ 31,800	1,119,900
3 繰入金		1,435,318	△ 7,374	1,427,944
	1 一般会計繰入金	1,435,318	△ 7,374	1,427,944
4 繰越金		100	3,038	3,138
	1 繰越金	100	3,038	3,138
6 道債		1,262,000	△ 6,000	1,256,000
	1 道債	1,262,000	△ 6,000	1,256,000
歳入	合計	4,566,836	△ 47,378	4,519,458

		歳 出			(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計	
1 流域下水道事業費		2,222,568	△ 38,951	2,183,617	
	1 流域下水道事業費	2,222,568	△ 38,951	2,183,617	
2 公 債 費		2,328,358	△ 7,477	2,320,881	
	1 公 債 費	2,328,358	△ 7,477	2,320,881	
3 諸 支 出 金		15,910	△ 950	14,960	
	1 繰 出 金	13,910	△ 950	12,960	
歳 出 合 計		4,566,836	△ 47,378	4,519,458	

第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道事業費	公 共 事 業 費	63,900
		流 域 下 水 道 災 害 復 旧 費	19,000

第 3 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道費	370,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	364,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め40年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	1,262,000				1,256,000			

平成28年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第4号）

平成28年度北海道営住宅事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,713千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,104,050千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		5,287,583	△ 87,091	5,200,492
	1 使 用 料	5,287,583	△ 87,091	5,200,492
2 国庫支出金		3,807,882	112,725	3,920,607
	1 国庫補助金	3,807,882	112,725	3,920,607
3 財産収入		34,657	24,918	59,575
	1 財産売払収入	34,657	24,918	59,575
4 繰入金		1,881,638	101,143	1,982,781
	1 一般会計繰入金	1,881,638	101,143	1,982,781
5 繰越金		100	134,952	135,052
	1 繰越金	100	134,952	135,052
6 諸収入		2,318,203	△ 285,360	2,032,843
	1 一般会計借入金	2,222,968	△ 280,196	1,942,772

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 雑 入	95,235	△ 5,164	90,071
7 道 債		5,775,700	△ 3,000	5,772,700
	1 道 債	5,775,700	△ 3,000	5,772,700
歳 入 合 計		19,105,763	△ 1,713	19,104,050

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 道営住宅事業費		8,813,635	△ 6,457	8,807,178
	1 道営住宅事業費	8,813,635	△ 6,457	8,807,178
2 公 債 費		9,380,121	△ 66,559	9,313,562
	1 公 債 費	9,380,121	△ 66,559	9,313,562
3 諸 支 出 金		912,007	71,303	983,310
	1 繰 出 金	911,997	△ 79	911,918
	2 諸 費	10	71,382	71,392
歳 出 合 計		19,105,763	△ 1,713	19,104,050

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道 営 住 宅 災 害 復 旧 費	5,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	5,775,700				5,772,700			

議 案 第 71 号

平成28年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度北海道住宅供給公社経営健全化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,733,604千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		55,733,604	1,000,000	56,733,604
	1 一般会計借入金	27,864,000	1,000,000	28,864,000
歳入合計		55,733,604	1,000,000	56,733,604

		歳 出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	住宅供給公社事業 運営資金貸付事業費	27,864,000	1,000,000	28,864,000
	1 住宅供給公社事業 運営資金貸付事業費	27,864,000	1,000,000	28,864,000
歳 出 合 計		55,733,604	1,000,000	56,733,604

平成28年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第3号）

平成28年度北海道地方競馬特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ451,598千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,703,193千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		5,684	△ 371	5,313
	1 手数料	5,684	△ 371	5,313
2 財産収入		20	94	114
	1 財産運用収入	20	94	114
3 寄附金		30,000	7,100	37,100
	1 寄附金	30,000	7,100	37,100
4 諸収入		23,144,153	444,775	23,588,928
	1 収益事業収入	20,031,995	323,017	20,355,012
	2 雑収入	3,112,158	121,758	3,233,916
歳入合計		23,251,595	451,598	23,703,193

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競 馬 費		23,247,533	451,612	23,699,145
	1 競 馬 総 務 費	20,336	255	20,591
	2 競 馬 開 催 費	23,227,197	451,357	23,678,554
2 諸 支 出 金		4,062	△ 14	4,048
	1 繰 出 金	4,062	△ 14	4,048
歳 出 合 計		23,251,595	451,598	23,703,193

平成28年度北海道病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度北海道病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成28年度北海道病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(3) 年間取扱延患者数			
入 院	201,460人	△ 42,164人	159,296人
外 来	272,404人	△ 22,215人	250,189人
(4) 一日平均患者数			
入 院	552人	△ 116人	436人
外 来	1,121人	△ 91人	1,030人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	17,609,991千円	△ 1,881,317千円	15,728,674千円
第1項 医業収益	9,468,621千円	△ 1,578,083千円	7,890,538千円
第2項 医業外収益	8,123,570千円	△ 328,328千円	7,795,242千円
第3項 特別利益	17,800千円	25,094千円	42,894千円
支 出			
第1款 病院事業費用	17,866,964千円	△ 1,203,163千円	16,663,801千円
第1項 医業費用	15,361,474千円	△ 1,016,508千円	14,344,966千円
第2項 医業外費用	2,437,810千円	△ 213,395千円	2,224,415千円
第3項 特別損失	67,680千円	26,740千円	94,420千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額390,269千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額372,590千円」に、「当年度分損益勘定留保資金390,269千円」を「過年度分損

益勘定留保資金372,590千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	1,516,797千円	△ 21,000千円	1,495,797千円
第1項 企業債	836,000千円	△ 21,000千円	815,000千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,907,066千円	△ 38,679千円	1,868,387千円
第1項 建設改良費	903,409千円	△ 38,679千円	864,730千円

(企業債)

第5条 予算第5条の表中限度額を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
病院建設事業	千円 836,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 815,000	財務省その他からの借入れによる。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第7条中「(1)職員給与費8,521,705千円」を「(1)職員給与費8,080,508千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第8条中「2,144,526千円」を「1,848,630千円」に改める。

平成28年度北海道電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度北海道電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成28年度北海道電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(1) 年間販売電力量	305,006,000キロワット時	20,221,000キロワット時	325,227,000キロワット時
(2) 主要な建設改良事業			
滝の上発電所 改修事業	710,739千円	△ 21,744千円	688,995千円
清水沢発電所 改修事業	164,230千円	△ 22,683千円	141,547千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 電気事業収益	4,402,671千円	626,908千円	5,029,579千円
第1項 営業収益	4,260,623千円	611,599千円	4,872,222千円
第2項 財務収益	1,597千円	△ 290千円	1,307千円
第3項 営業外収益	140,451千円	13,711千円	154,162千円
第4項 特別利益	0千円	1,888千円	1,888千円
支 出			
第1款 電気事業費用	2,560,806千円	44,755千円	2,605,561千円
第1項 営業費用	2,146,230千円	△ 78,215千円	2,068,015千円
第2項 財務費用	237,694千円	5,059千円	242,753千円
第3項 営業外費用	170,563千円	117,744千円	288,307千円
第4項 特別損失	6,319千円	167千円	6,486千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,828,542千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,743,872千円」に、「過年度分損益勘定留保資金1,401,158千円、当年度

分損益勘定留保資金329,385千円及び当年度資本的収支調整額97,999千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,360,123千円、当年度分損益勘定留保資金289,236千円及び当年度資本的収支調整額94,513千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	591,653千円	327千円	591,980千円
第3項 固定資産売却代金	0千円	327千円	327千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,420,195千円	△ 84,343千円	2,335,852千円
第1項 建設改良費	1,540,639千円	△ 75,403千円	1,465,236千円
第2項 企業債償還金	879,556千円	△ 8,940千円	870,616千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条中「(1)職員給与費534,362千円」を「(1)職員給与費508,428千円」に改める。

平成28年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成28年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(2) 年間総給水量	92,867,737立方メートル	586,739立方メートル	93,454,476立方メートル
(3) 一日平均給水量	255,131立方メートル	1,612立方メートル	256,743立方メートル
(4) 主要な建設改良事業			
石狩湾新港地域 工業用水道建設事業	53,421千円	△ 1千円	53,420千円
室蘭地区 工業用水道改修事業	741,253千円	△ 13,900千円	727,353千円
石狩湾新港地域 工業用水道改修事業	30,878千円	△ 1,916千円	28,962千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、「一般会計から長期借入金84,086千円」を「一般会計から長期借入金69,994千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 工業用水道事業収益	2,211,809千円	20,879千円	2,232,688千円
第1項 営業収益	1,971,158千円	25,152千円	1,996,310千円
第2項 営業外収益	240,651千円	△ 5,090千円	235,561千円
第3項 特別利益	0千円	817千円	817千円
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,058,177千円	△ 10,414千円	2,047,763千円
第1項 営業費用	1,836,492千円	△ 53,011千円	1,783,481千円
第2項 営業外費用	221,685千円	38,815千円	260,500千円
第3項 特別損失	0千円	3,782千円	3,782千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,025,946千円」を「資本的収入額が

資本的支出額に対し不足する額981,504千円」に、「過年度分損益勘定留保資金450,088千円、当年度分損益勘定留保資金492,289千円及び当年度資本的収支調整額83,569千円」を「過年度分損益勘定留保資金422,166千円、当年度分損益勘定留保資金487,221千円及び当年度資本的収支調整額72,117千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,935,732千円	2,046千円	2,937,778千円
第2項 補助金	2,365,635千円	3,799千円	2,369,434千円
第3項 負担金	16,254千円	△ 1,311千円	14,943千円
第4項 他会計からの出資金	49,556千円	118千円	49,674千円
第5項 他会計からの長期借入金	15,287千円	△ 560千円	14,727千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,961,678千円	△ 42,396千円	3,919,282千円
第1項 建設改良費	1,189,033千円	△ 42,396千円	1,146,637千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条中「(1)職員給与費347,745千円」を「(1)職員給与費311,817千円」に改める。